

中山間地域等直接支払交付金

【26,474(23,446)百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施します。

<背景/課題>

- ・ 中山間地域は、総農地面積、総農家数の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を果たしています。
- ・ しかしながら、中山間地域は高齢化の進行が著しく、このままでは多くの高齢農家において農業生産活動が困難となり、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

政策目標

高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持・拡大を目指す（H20年度実績66.4万ha）

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円
高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直し、引き続き農業者等へ交付金を交付します。
(田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜)11,500円/10a 等)
2. 中山間地域等直接支払推進交付金 374(346)百万円
高齢化の進行を踏まえ、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村の地域農業者等への支援体制を強化します。

<事業実施主体等>

- 1 事業実施主体 地方公共団体
- 2 補助率 定額
- 3 事業実施期間 平成22年度～平成26年度

【担当】農村振興局中山間地域振興課

松本・松島(03)3501-8359(直)